

塩谷広域行政組合エコパークしおや

長期包括運営業務委託

要求水準書

2018年3月23日

塩谷広域行政組合

《目 次》

第1章 総則	1
第1節 業務概要	1
第2節 計画主要目	4
第3節 一般事項	22
第4節 運營業務条件	29
第2章 運営体制	33
第1節 業務実施体制	33
第2節 有資格者の配置	33
第3節 連絡体制	35
第3章 運転管理業務	36
第1節 本施設の運転管理	36
第2節 受付・計量業務	36
第3節 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る運転管理業務	37
第4節 マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理業務	39
第4章 維持管理業務	41
第1節 本施設の維持管理業務	41
第2節 保守管理	41
第3節 修繕工事	42
第4節 清掃	44
第5節 維持管理マニュアル	44
第6節 精密機能検査	45
第7節 長寿命化計画の作成及び実施	45
第5章 測定管理業務	46
第1節 本施設の測定管理業務	46
第2節 測定管理マニュアル	46
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	48
第6章 防災管理業務	50
第1節 本施設の防災管理業務	50
第2節 二次災害の防止	50
第3節 緊急対応マニュアルの作成	50
第4節 自主防災組織の整備	50
第5節 防災訓練の実施	50
第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	50
第7節 本施設が被災した場合の対応	51
第8節 事故報告書の作成	51

第7章 情報管理業務	52
第1節 本施設の情報管理業務	52
第2節 運営体制	52
第3節 運営マニュアル	52
第4節 運転計画・運転管理記録報告	52
第5節 保守管理計画・保守管理報告	53
第6節 補修工事計画・補修工事報告	53
第7節 更新工事計画・更新工事報告	53
第8節 保全工事報告	53
第9節 作業環境管理計画・作業環境管理報告	53
第10節 清掃計画・清掃報告	54
第11節 測定管理報告	54
第12節 施設情報管理	54
第13節 業務完了報告	54
第14節 その他管理記録報告	55
第15節 環境モニタリングデータ	55
第16節 ホームページの作成及び管理	55
第8章 関連業務	56
第1節 本施設の関連業務	56
第2節 植栽管理	56
第3節 除雪作業	56
第4節 施設警備・防犯	56
第5節 見学者対応	56
第6節 余熱利用施設利用者対応	58
第7節 周辺住民対応	59

添付資料

要求水準書 添付資料リスト

要求水準書添付資料-1 業務実施区域関連資料

要求水準書添付資料-2 全体配置図及び動線計画図

要求水準書添付資料-3 主要設備・機器リスト

要求水準書添付資料-4 フローシート・物質収支

要求水準書添付資料-5 用役収支

要求水準書添付資料-6 特定部品リスト

要求水準書添付資料-7 搬入車両台数実績

要求水準書添付資料-8 搬出車両仕様

要求水準書添付資料-9 既存施設における計量業務関連資料

要求水準書添付資料-10 放射性物質濃度測定実績データ

要求水準書添付資料-11 ごみ処理手数料の区分

用語の定義

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 組 合：塩谷広域行政組合をいう。
- 本 業 務：塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託をいう。
- 本 施 設：塩谷広域行政組合次期環境施設整備事業で設計・建設されたエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟のほか、ストックヤード棟、車庫棟、洗車棟、庁用車庫棟、駐車場、場外余熱利用施設（業務実施区域内）、し尿処理施設内の受変電設備、構内道路、雨水調整池、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の業務実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。ただし、業務用地内の鉄塔は除く。
- エネルギー回収型廃棄物処理施設：本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設から発生する可燃残渣、し尿処理脱水汚泥、し尿処理脱水し渣及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、焼却時の排熱を回収して有効利用する施設をいう。
- マテリアルリサイクル推進施設：本施設を構成する施設のうち、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ、資源びん、古紙類、ペットボトルを処理対象物として破碎、選別等の処理を行う施設をいう。
- プ ラ ン ト：本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- 建 設 事 業 者：本施設の設計・建設業務を行う事業者をいう。
- 業 務 実 施 区 域：本業務を実施する区域をいう。
- 構 内 道 路：業務実施区域内の車両が通行する道路をいう。
- 処 理 不 適 物：家電リサイクル法該当品目やタイヤ、ガスボンベ、消火器等の塩谷広域行政組合では収集しないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。
- 地 元：塩谷広域行政組合を構成する矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町をいう。
- 運 営 事 業 者：組合と長期包括運營業務委託契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
- 委 託 契 約 書：「塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託契約書」をいう。

第1章 総則

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託要求水準書(以下「本要求水準書」という。)は、組合が発注する本業務に適用する。

第1節 業務概要

1. 業務目的

現在、組合では、稼働中の「塩谷広域環境衛生センター（可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設）」、(以下「既存施設」という。)に替わり、2019年9月30日竣工を目指し、一般廃棄物中間処理施設を建設中である。

本業務は、安定的な一般廃棄物の中間処理の継続と運営事業者の創意工夫による公共サービス水準の向上及び財政負担の縮減と平準化を目的とし、本施設の運転、備品・用役の調達、保守管理、修繕工事等（以下、「長期包括運営業務」という。）を委託するものである。

2. 基本事項

1) 業務名

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託

2) 施設概要

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

- | | |
|-------|------------------------|
| ①処理方式 | 全連続燃焼ストーカ炉 |
| ②施設規模 | 114t/24h (57t/24h×2 炉) |
| ③発電出力 | 1,530kW (定格時) |

(2) マテリアルリサイクル推進施設

- | | |
|---------------|-------------|
| ①不燃ごみ・粗大ごみライン | 12t/5h×1 系列 |
| ②資源びんライン | 6t/5h×1 系列 |
| ③古紙類ライン | 1t/5h×1 系列 |
| ④ペットボトルライン | 2t/5h×1 系列 |

3) 業務実施場所

栃木県塩谷広域行政組合ごみ処理施設用地

栃木県矢板市安沢 3630 他 25 筆

4) 業務実施区域

業務実施区域は、本要求水準書添付資料-1「業務実施区域関連資料 ②平面図」の赤い実線で示した範囲（以下「業務用地」という。）のうち、青い実線で示された電力会社が所有する鉄塔が建設されている区域（以下「鉄塔部分」という。）を除く部分とする。

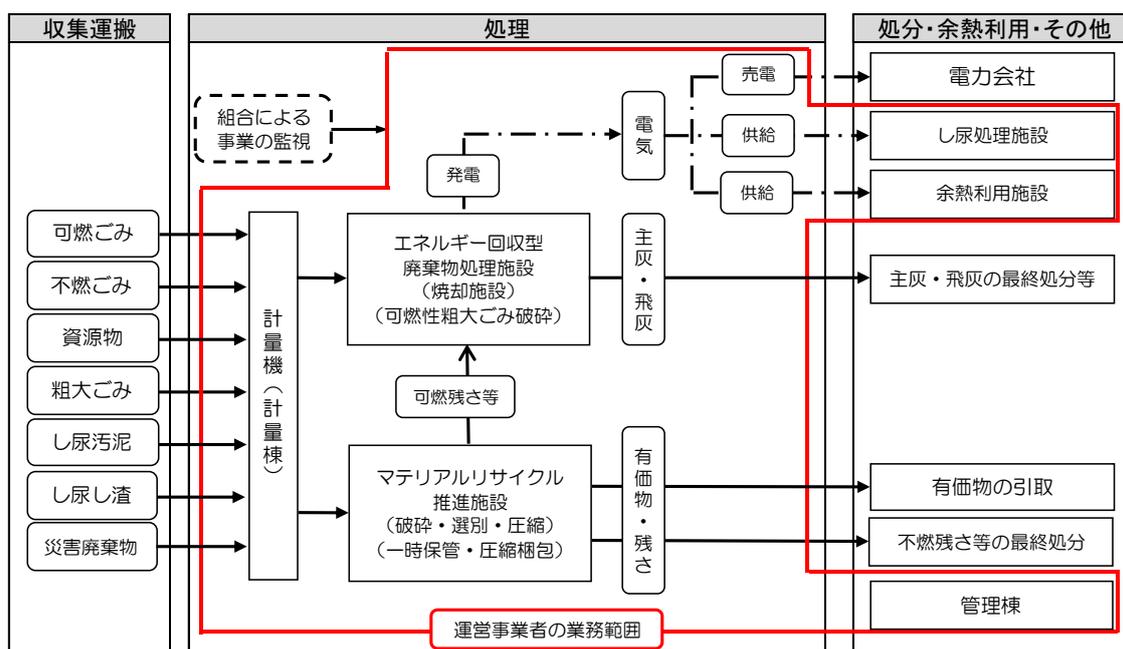
- | | | |
|-----------|----|-------------------------|
| (1)業務用地 | 面積 | 約 36,500 m ² |
| (2)業務実施区域 | 面積 | 約 36,100 m ² |
| (3)鉄塔部分 | 面積 | 約 400 m ² |

3. 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

運営事業者の業務範囲を図 1-1 に示す。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 測定管理業務
- (4) 防災管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 関連業務



※し尿処理施設は受変電設備に限る。

図 1-1 運営事業者の業務範囲

4. 運営期間

運営準備期間 2018年10月1日(予定)～2019年9月30日

{2018年10月1日(予定)～2019年3月31日(運営人員募集期間)}

{2019年4月1日～2019年9月30日(試運転期間)}

運営期間 2019年10月1日～2030年3月31日

※運営事業者は、組合が本施設を約30年間に亘って使用することを前提として運営業務を行うこと。

第2節 計画主要目

1. 計画年間処理量

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理対象物の種類と計画年間ごみ処理量は表 1-1 に、処理対象物の種類及び処理能力は表 1-2 に示すとおりである。

表 1-1 処理対象物の種類及び計画年間ごみ処理量

種別	処理対象物の種類及び計画年間ごみ処理量		
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	家庭系可燃ごみ	17,532	t/年
	事業系可燃ごみ	6,591	t/年
	可燃残渣	74	t/年
	可燃性粗大ごみ	740	t/年
	し尿処理脱水汚泥	1,884	t/年
	し尿処理脱水し渣	332	t/年
	災害廃棄物（緊急時）	3,240	t/年
	計	30,393	t/年

※「可燃残渣」は、マテリアルリサイクル推進施設で破碎選別後に発生する可燃残渣を示す。

表 1-2 処理対象物の種類及び処理能力

種別	処理能力	処理対象物の種類及び処理能力		
エネルギー 回収型廃棄物 処理施設	114 t/日 (57t/24h×2 炉)	家庭系可燃ごみ	65.2	t/日
		事業系可燃ごみ	24.5	t/日
		可燃残渣	0.3	t/日
		可燃性粗大ごみ	2.8	t/日
		し尿処理脱水汚泥	7.0	t/日
		し尿処理脱水し渣	1.9	t/日
		災害廃棄物（緊急時）	12.1	t/日
		計	114	t/日

※「可燃残渣」は、マテリアルリサイクル推進施設で破碎選別後に発生する可燃残渣を示す。

2) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物の種類及び計画年間ごみ処理量は表 1-3 に、処理対象物の種類及び処理能力は、表 1-4 に示すとおりである。

表 1-3 処理対象物の種類及び計画年間ごみ処理量

種別	処理対象物の種類及び計画年間ごみ処理量		
マテリアル リサイクル 推進施設	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ	2,369	t/年
	資源びん	1,084	t/年
	古紙類	192	t/年
	ペットボトル	263	t/年

※ 不燃ごみ・不燃性粗大ごみ 2,369t/年には乾電池 5 t/年、蛍光灯 22t/年も含む。

表 1-4 処理対象物の種類及び処理能力

種別	処理対象物の種類及び処理能力		
マテリアル リサイクル 推進施設	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ	12	t/5h
	資源びん	6	t/5h
	古紙類	1	t/5h
	ペットボトル	2	t/5h

2. 計画ごみ質

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画ごみ質は、表 1-5 に示すとおりである。なお、計画ごみ質は、家庭系・事業系可燃ごみとし尿処理脱水汚泥・脱水し渣の計画ごみ質から建設事業者が想定したごみ質となっている。

表 1-5 可燃ごみの計画ごみ質

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	(%)	62.9	50.5	38.2
可燃分	(%)	33.0	44.5	55.1
灰分	(%)	4.1	5.0	6.8
低位発熱量	kJ/kg	4,560	7,020	9,410
単位体積重量	kg/m ³	291	209	127

2) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物の性状は、次に示すとおりとする。

(1) 不燃ごみ

搬入状況	内容	備考
混 合	スチール缶	
	アルミ缶	
	スプレー缶	
	缶以外の金属類(なべ、フライパンなど)	
	陶磁器類	
	ガラス類(コップ、板ガラス、鏡、装飾品、耐熱ガラス、クリスタルガラス、カップ酒など)	
	電球	
	小物電気製品 (アイロンなど)	コンテナ (L33cm × W48cm × H30cm) に入る大きさ

(2) 資源びん

搬入状況	内容	備考
混 合	飲料・食料びん (白色、茶色、その他)	色分け無し

(3) 古紙類

搬入状況	内容	備考
各 分 別 搬 入	新聞	ひもで結束
	ダンボール	ひもで結束
	紙パック	ひもで結束
	雑誌類(雑誌、チラシ、菓子箱、封筒など)	ひもで結束、小さなものは紙袋に一旦入れてひもで結束

(4) ペットボトル

ペットボトル、ペットボトルキャップ

(5) 乾電池

不燃ごみの日に排出。ビニール製の小袋に入れられた状態で搬入される。

(6) 蛍光灯

不燃ごみとして搬入される。

(7)粗大ごみ

主に不燃性	主に可燃性	その他
BS (CS) アンテナ、BS (CS) チューナー、CDプレーヤー、CSアンテナ、CSチューナー、DVDプレーヤー、LDプレーヤー、MDプレーヤー、アコーディオン、アダプター、アルミ、アンテナ、アンプ、エアーポンプ、エレキギター、エレクトーン、オイルヒーター、オイル缶、オーブントースター、オルガン、カーコンポ、カーテンレール、カーナビゲーション、カーペイント、ガステーブル、ガソリン携行缶、ガラス板、キーボード、クッキングヒーター、クラブ (ゴルフ用品)、グリル、コピー機、ゴルフクラブ、コンパネ、コンポ、サーキュレーター、サーモスタット、コンロ、サックス、ジャッキ、シンセサイザー、シンバル、ステンレス材、ストーブ、ストーブガード、ストーブ台、ストック、セラミックヒーター、タイル、チェーン (タイヤ)、チェーンソー、つるはし、テーブルコーダー、トースター、トーチ、トタン、ドライバー (ゴルフクラブ)、トランペット、ドレッサー、トロフィー、トロンボーン、バーベキューコンロ、パール、パイプイス、パネルヒーター、ハンマー、ヒーター、ビデオカメラ、ビデオデッキ、ファックス、ファンヒーター、フライパン、プリンター、フルート、ポータブルコンロ、ポット、ホットプレート、マキストーブ、マッサージ機、ミキサー、ミシン、ミニ掃除機、もちつき機、モニター、ラジオ、ラジカセ、ラジコン、ランタン、レコードプレイヤー、レンジ、ロースター、ワープロ、一輪車、屋外アンテナ、加工用金属板、加湿器、釜、鎌、乾燥機 (衣類以外の物)、換気扇、貴金属、	アイロン台、アクリル板、アコーディオンカーテン、イス、ウッドカーペット、ウッドクラフト、ウマ (ジャッキスタンド)、オーディオラック、おぼん、カーテン、カーペット、カケヤ、カゴ、カラーボックス、ギター、きね、クーラーボックス、クラリネット、クリスマスツリー、コート掛け、ゴザ、コルクボード、ゴルフバック、スキーブーツ、スキー板、スケートボード、すだれ、ストッカー、スノーボード、すのこ、スポンジマット、スライドケース、ソファ、ソリ、タオルケット、ソファベッド、樹脂製波板、タンク、テーブル、テレビ台、テント、ぬいぐるみ、ネット、ハードブーツ、バイオリン、パイプ断熱材、ハウスネット、ハンガーネット、プール (幼児用)、プランター、ベッド、ペット運搬ゲージ、ベニヤ、ベビーベッド、ベンチ、ホース、ホースリール、ポリタンク、マット、マットレス、まな板、まな板受け、ミニスキー、メガホン、ラグマット、ラケット、レジャーシート、ろ過装置 (水槽用)、衣装ケース、臼、塩ビ管、押し入れスノコ、押し入れ棚、桶 (木・プラスチック)、画板、琴、玄関マット、座いす、座卓、座布団、材木、	うば車、ガーデンフェンス、クワ、ケース類、コーヒーマーカー、ごみ箱、コンテナ、ザル、ジョウロ、スキーキャリア、スタンド (電気)、スノスコップ、タオル掛け、タライ、チェスト、ちり取り、つえ、つっぱり棚、つっぱり棒、ドラム (楽器)、トレー、ネット支柱、パイプ、バケツ、バスケット、バット、ハンガーボード、ひな壇、フェンス、ブラインド、フライ返し、ベビーカー、ベビーチェア、ボード、ボードゲーム、モップ、ホワイトボード、ラック、ラックスタンド類、リヤカー、レンジ台、ワゴン、花瓶、学習机、額縁、換気扇カバー、竿 (物干し)、玩具、机、脚立、給油ポンプ、鏡台、金魚鉢、犬小屋、皿、三脚、傘立て、室内物干し、収納箱、食器ケース、水槽、水槽装飾品、水道管、洗濯かご、棚、棚受け、棚板、泥よけ、鉄琴、電気カーペット、電気コタツ、電気毛布、踏み台、二段ベッド、排水管、苗用ポット、譜面台、物干し、噴

<p>金庫、金網、空気清浄機、空気入れ、熊手、工具箱、時計、自転車、室内アンテナ、芝刈り機、充電器、除湿機、照明スタンド、照明器具類、蒸し器、食器乾燥機、炊飯器、石膏ボード、石油ストーブ、扇風機、掃除機、体脂肪計、体重計、大型トレーニング器具、大正琴、炭焼きコンロ、電気コンロ、電気ストーブ、電気ポット、電源アダプター、電子レンジ、投光器、湯沸しポット、湯沸し器、鍋、鉢、布団乾燥機、斧、文化鍋、編み機、無線機、両手鍋</p>	<p>三角コーナー、三味線、寿司おけ、食器棚、寝袋、石油タンク、折りたたみイス、太鼓、脱衣かご、竹ほうき、虫取り網、漬物樽、釣り竿、定規、電話台、湯かき棒、剥製、板(木)、布団、布団カバー、布団袋、風呂イス、風呂のふた、風呂のマット、壁紙、本棚、本立て、麻雀マット、麻雀卓、毛布、木の板、木琴、木箱</p>	<p>霧器、米びつ、歩行器、望遠鏡、網戸、浴槽、浴槽のふた</p>
---	---	-----------------------------------

3) ごみの組成

(1) 不燃・不燃性粗大ごみ

種別	単位体積重量 (t/m ³)	組成 (%)			
		鉄	アルミ	可燃残渣	不燃残渣
不燃・ 不燃性粗大ごみ	不燃ごみ : 0.15 不燃性粗大ごみ : 0.10	47	14	4	35

(2) 資源びん

種別	単位体積重量 (t/m ³)	組成 (%)			
		白色	茶色	その他色	不燃残渣
資源びん	0.20	35	45	15	5

(3) 古紙類

種別	単位体積重量 (t/m ³)	残渣率 (%)
古紙類	0.20	0

(4) ペットボトル

種別	単位体積重量 (t/m ³)	残渣率 (%)
ペットボトル	0.02	約 1%

(5) 乾電池

種別	単位体積重量 (t/m ³)	残渣率 (%)
乾電池	1.5	0

(6) 蛍光灯

種別	単位体積重量 (t/m ³)	残渣率 (%)
蛍光灯	-	0

3. ごみの搬入出

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

(1) 搬入車両

エネルギー回収型廃棄物処理施設における搬入車両は次に示すとおりである。搬入車両の最大仕様は、災害発生時に災害廃棄物を搬入する 10 t トラックの全長 12,000 mm、全幅 2,500 mm、全高 3,800 mm、軸間距離 7,200mm、最小回転半径 9,800mm を想定している。搬入車両台数の実績は、本要求水準書添付資料-7「搬入車両台数実績」に示すとおりである。

①可燃ごみ収集車両

2～4t パッカー車

②可燃ごみ直接搬入車両

2～4t 車

③可燃性粗大ごみ収集・直接搬入車両

4t トラック、2t トラック、軽トラック等

④し尿処理脱水汚泥・脱水し渣

4t 車

⑤災害廃棄物（緊急時）

2～10t 車

⑥可燃残渣

車両輸送とし、使用車両は組合から貸与する。

(2) 搬出車両

エネルギー回収型廃棄物処理施設における搬出車両は次に示すとおりである。搬出車両の仕様は、本要求水準書添付資料-8「搬出車両仕様」を参照のこと。搬出車両の最大仕様は、フルトレーラー（車両連結時）の全長 17,330 mm、全幅 2,490 mm、全高 3,780 mm、軸間距離 14,760mm、最小回転半径 9,400mm である。

焼却残渣、飛灰処理物

脱着式コンテナ車(総重量 20t, 22t)、フルトレーラ

(3) 搬入形態

エネルギー回収型廃棄物処理施設におけるごみの搬入形態は、表 1-6 に示すとおりである。

表 1-6 ごみの搬入形態

ごみ区分	搬入形態
家庭系可燃ごみ	・袋 ・容器無し
事業系可燃ごみ	・袋
可燃残渣	・容器無し
可燃性粗大ごみ	・容器無し
し尿処理脱水汚泥	・容器無し
し尿処理脱水し渣	・容器無し
災害廃棄物（緊急時）	・容器無し

2) マテリアルリサイクル推進施設

(1) 搬入車両

マテリアルリサイクル推進施設における搬入車両は次に示すとおりである。

搬入車両の最大仕様は、災害発生時に災害廃棄物を搬入する 10 t トラックの全長 12,000 mm、全幅 2,500 mm、全高 3,800 mm、軸間距離 7,200mm、最小回転半径 9,800mm を想定している。搬入車両台数の実績は、本要求水準書添付資料-7「搬入車両台数実績」に示すとおりである。

① 不燃性粗大ごみ収集・直接搬入車両

2t トラック、軽トラック等

② 不燃ごみ収集・直接搬入車両

2t パッカー車、4 t パッカー車、軽トラック等

③ 資源びん収集・直接搬入車両

2t パッカー車、4 t パッカー車、軽トラック等

④ 古紙類直接搬入車両

軽トラック等

⑤ ペットボトル収集車両・直接搬入車両

2t パッカー車、4 t パッカー車、軽トラック等

(2) 搬出車両

マテリアルリサイクル推進施設における搬出車両は次に示す車両が最大の車両と想定している。搬出車両の仕様は、本要求水準書添付資料-8「搬出車両仕様」を参照のこと。搬出車両の最大仕様は、ウイングトラック車（総重量 25 t）の全長 11,990 mm、全幅 2,490 mm、全高 3,790 mm、軸間距離 7,490mm、最小回転半径 10,400mm である。

① 金属類

10t 車

② 資源びん

10t 車

③ 古紙類

10t 車

④ ペットボトル

10t 車

⑤ 不燃残渣

10t 車

⑥ 乾電池

10t 車

(3) 搬入形態

マテリアルリサイクル推進施設におけるごみの搬入形態は、表 1-7 に示すとおりである。

表 1-7 ごみの搬入形態

ごみ区分	搬入形態
不燃ごみ	・袋（直接搬入のみ） ・容器無し
不燃性粗大ごみ	・容器無し
資源びん	・袋（直接搬入のみ） ・容器無し
古紙類	・容器無し（ひも綴じ）
ペットボトル	・袋（直接搬入のみ） ・容器無し
乾電池	・袋
蛍光灯	・容器無し

① 不燃ごみ

ごみステーションでコンテナに貯留された不燃ごみが、バラでパッカー車に積み込まれて搬入される。許可業者、直接搬入者は袋に入れた状態で搬入することがある。

②不燃性粗大ごみ

トラックに積み込まれて搬入される。

③資源びん

資源ごみステーションでコンテナに貯留されたびん類が、バラでパッカー車等に積み込まれて搬入される。許可業者、一般直接搬入者は袋に入れた状態で搬入することがある。

④古紙類

ひも綴じされた古紙類が一般直接搬入者により軽トラック等に積み込まれて搬入される。

⑤ペットボトル

ステーションでコンテナに貯留されたペットボトルが、バラでパッカー車に積み込まれて搬入される。許可業者、一般直接搬入者は袋に入れた状態で搬入することがある。

⑥乾電池

ごみステーションでビニール製等の小袋に入れられた状態で貯留された乾電池が、小袋に入れられた状態のまま搬入される。

⑦蛍光灯

ごみステーションで貯留された不燃ごみと併せて搬入される。

4. 余熱利用計画

焼却処理により発生する熱エネルギーは、熱回収（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成 28 年 3 月改訂）のエネルギー回収率 16.5%以上）を行い、本施設、隣接するし尿処理施設及び余熱利用施設で利用する。

1) 場内余熱利用

回収した蒸気により高効率発電を行うとともに、発電した電気による場内給湯を行い、熱の有効利用を行う。

2) 場外余熱利用

回収した蒸気により発電した電気を業務実施区域内の余熱利用施設及びし尿処理施設へ供給する。

3) 余剰電力の売電

発電した電力に余剰電力が生じた場合において、午後 5 時から翌日午前 5 時の間は売電する。売電先は、組合が指示するものとし、売電収入は組合の収入とする。

なお、試運転期間中の売電収入は、組合の収入とする。

4) 電力会社からの買電

タービン発電機の休止時或いは発電電力不足時には、焼却施設の運転に必要な電力は電力会社からの買電によって賄うこと。

5. 公害防止基準

1) 公害防止基準

(1) 排ガス

本施設から発生する排ガスについては、次に示す基準値を遵守すること。

- ①ばいじん 0.01 g/Nm³以下（乾き、酸素濃度 12%換算）
- ②硫黄酸化物 30 ppm以下（乾き、酸素濃度 12%換算）
- ③窒素酸化物 50 ppm以下（乾き、酸素濃度 12%換算）
- ④塩化水素 43 ppm以下（乾き、酸素濃度 12%換算）
- ⑤一酸化炭素 30 ppm以下（乾き、酸素濃度 12%換算、4時間平均値）
- ⑥ダイオキシン類 0.01 ng-TEQ/m³N以下（乾き、酸素濃度 12%換算）
- ⑦水銀 30 μg/m³N以下（乾き、酸素濃度 12%換算）

(2) 騒音基準（敷地境界線上）

本施設から発生する騒音については業務実施区域境界において次に示す基準値を遵守すること。

- ①朝・夕（6:00～8:00、18:00～22:00） : 60 dB(A)以下
- ②昼間（8:00～18:00） : 65 dB(A)以下
- ③夜間（22:00～6:00） : 50 dB(A)以下

(3) 振動基準（敷地境界線上）

本施設から発生する振動については業務実施区域境界において次に示す基準値を遵守すること。

- ①昼間（8:00～20:00） : 65 dB以下
- ②夜間（20:00～8:00） : 60 dB以下

(4) 悪臭基準

本施設から発生する悪臭については、表 1-8 に示す基準値を遵守すること。

表 1-8 悪臭基準

区域等の区分	基準値
敷地境界線	臭気指数 18 以下
排出口	排出口から排出した臭気が、地表に着地した時に敷地境界線上の基準値（臭気指数 18 以下）に適合するように算出した排出口における悪臭物質の許容限度

(5) 排水

① プラント排水

クローズドシステムとし、無放流とする。

また、処理後の水質の目標値は、表 1-9 に示すとおりとする。

表 1-9 処理後の水質の目標値

項目	目標値
生物化学的酸素要求量 (BOD)	30ppm 以下
化学的酸素要求量 (COD)	30ppm 以下
浮遊物質 (SS)	50ppm 以下
大腸菌群数	3,000 個/mL 以下

② 生活排水

下水道に放流する排水は、表 1-10 に示す基準値以下とする。

表 1-10 下水排除基準値

法令	項目	基準値
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
	シアン化合物	1mg/L 以下
	有機燐化合物	1mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.06mg/L 以下
	シマジン	0.03mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
	ベンゼン	0.1mg/L 以下
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
	フェノール類	5mg/L 以下
	銅及びその化合物	3mg/L 以下
	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	
矢板市下水道条例	温度	45 度未満
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
	水素イオン濃度 (水素指数)	5 を超え 9 未満
	生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 未満
	浮遊物質	600mg/L 未満
	ルマルキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
	ルマルキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
沃素消費量	220mg/L 以下	

2) 白煙防止基準

外気温度 5℃、相対湿度 50%において白煙が目視できないように運転すること。

6. 処理生成物の基準

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

本施設から発生する焼却主灰及び飛灰処理装置で処理した焼却飛灰（以下「飛灰処理物」という。）は、表 1-11 に示す基準値を遵守すること。

表 1-11 処理生成物の基準

項目		焼却主灰	飛灰処理物
熱 しゃく 減 量	%	5 以下	
ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下
重金属の 溶出基準	アルキル水銀化合物	不検出	不検出
	水銀又はその化合物	0.005 以下	0.005 以下
	カドミウム又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.3 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	1.5 以下	1.5 以下
	ひ素又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下
	セレン又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下

2) マテリアルリサイクル推進施設

(1) 処理可能最大寸法

不燃性粗大ごみ 2,000mm×1,000mm×1,000mm

(2) 破碎処理後の寸法

①低速回転破碎機 300mm 以下（重量割合で 85%以上）

②高速回転破碎機 150mm 以下（重量割合で 85%以上）

(3) 生成物の基準

選別鉄類及び選別アルミ類の基準は表 1-12 に、びん類及びペットボトルの基準は表 1-13 に示すとおりとする。

なお、びん類については回収率の向上に努めること。

表 1-12 選別鉄類及び選別アルミ類の基準

区分	回収率	純度
鉄 類	90%以上	95%以上
アルミ類	75%以上	85%以上

表 1-13 びん類及びペットボトルの基準

区 分	基 準
無 色 び ん 茶 色 び ん そ の 他 び ん	3色に分別されていること。 公益財団法人容器包装リサイクル協会の示す品質ガイドラインを上回ること。
ペ ッ ト ボ ト ル	公益財団法人容器包装リサイクル協会の定める品質ランクにおいてAランクを満たすこと。

7. 居室における空気環境の基準

居室における空気環境の基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令に基づき以下の表 1-14 に示す基準とする。

表 1-14 居室における空気環境基準

項 目		基 準 値
居室環境	浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下
	一酸化炭素	10ppm以下
	二酸化炭素	1,000ppm以下
	温度	①17℃以上28℃以下 ②居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
	相対湿度	40%以上70%以下
	気流	0.5m/秒以下
	ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下

8. 業務実施区域周辺設備

1) 用地条件

(1)業務実施区域周辺の状況は、本要求水準書添付資料-1「業務実施区域関連資料 ①位置図」に示すとおりである。

(2)気象条件（1978年～2013年の実績）

（気温及び最大降雨量：塩谷観測所 垂直最深積雪量：宇都宮气象台）

気温 最高 36.6℃(2007年) 最低 -13.1℃ (1984年)

最大降雨量 69mm/h (2005年)

垂直最深積雪量 40cm (建築基準法施行令第86条第3項に基づき
栃木県知事が定める垂直積雪量)
(過去最大 32cm (2014年))

建物に対する凍結深度規定なし

2) 都市計画事項

(1)都市計画区域	都市計画区域内
(2)用途地域	指定なし
(3)防火地域	指定なし
(4)高度地区	指定なし
(5)砂防指定地	指定なし
(6)建ぺい率	60%
(7)容積率	200%
(8)緑化率	指定なし
(9)その他	
①保安林	指定なし
②農用地	農業振興地域指定なし
③自然公園	指定なし
④自然保全地域	指定なし
⑤鳥獣保護区	指定なし
⑥河川区域	指定あり

(一級河川内川が業務実施区域に隣接)

3) 搬入道路

業務実施区域西側に隣接する現有の市道安沢・越畑 14 号線から業務実施区域にアプローチする。

9. ユーティリティ条件

1) 電力

受電方式は、交流、三相三線式、6,600V、50Hz、1回線とする。

2) 用水

(1)プラント用水

井水（ボイラ用水以外で主に使用）、上水の優先順位で使用する。

井水の所要水量（2炉運転時）は、基準ごみ時で31.44m³/日であり、井水原水槽の有効容量は32m³である。

(2)生活用水

上水を使用する。

3) 排水

(1) プラント排水

クローズドシステムとし、無放流とする。マテリアルリサイクル推進施設でプラント排水が発生する場合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の排水処理施設で処理する。エネルギー回収型廃棄物処理施設の全炉停止時等の場合にも一時的に本施設で貯留し対応する。

(2) 生活排水

下水道放流とする。

4) 雨水

屋根雨水を雨水貯留槽に貯留し、洗車用水および植栽散水として利用する。

5) 燃料

本施設で使用する燃料は灯油及び軽油とする。

6) 電話・通信

電話・通信回線は、外線用 6 回線、内線用 30 回線とする。

10. 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 一般事項

1. 基本方針の遵守

組合は、ごみ処理施設について研究・検討を行うために設立されたごみ処理検討委員会からの中間提言を受けて、本施設の施設整備の基本方針を次のように定めており、本業務遂行に当たっても遵守すべき事項とする。

塩谷広域行政組合次期環境施設整備に係る基本方針

- ・ごみの排出抑制やリサイクルを進め、適正な規模とする。
- ・安全で地域の生活環境や自然環境に配慮した施設計画とする。
- ・単なるごみ処理施設ではなく環境問題への取組み拠点とする。
- ・地域に受け入れられるごみ処理施設の整備を目指す。
- ・適正な処理システム、リスク管理、地域還元、計画への住民参加で地域共生型ごみ処理施設とする。

2. 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

3. 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

表 1-15 関係法令等例示 (1/2)

<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) ●再生資源の利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号) ●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について (平成 10 年生衛発第 1572 号) ●ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) ●ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン ●環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) ●大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) ●悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) ●騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) ●振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) ●水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) ●土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) ●水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) ●下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) ●都市計画法 ●計量法 (平成 4 年法律第 51 号) ●消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) ●建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) ●建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) ●建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) ●労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) ●労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) ●高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和 47 年労働省令第 33 号) ●事務所衛生基準規則 (昭和 47 年労働省令第 43 号) ●ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 (社団法人全国都市清掃会議) ●電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン (資源エネルギー庁) ●高圧系統業務指針 (系統アクセス編) など 東京電力株式会社が定める規定 ●高調波抑制対策技術指針 (平成 7 年 10 月 社団法人日本電気協会) ●日本工業規格 ●電気学会電気規格調査会標準規格 ●日本電機工業会標準規格 ●日本電線工業会標準規格 ●日本電気技術規格委員会規格 ●日本照明器具工業会規格 ●公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編、機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●工場電気設備防爆指針 (独立行政法人労働安全衛生総合研究所) ●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●官庁施設の環境保全性に関する基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号) ●建築設備設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●建設設備計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
---	--

表 1-15 関係法令等例示 (2/2)

<ul style="list-style-type: none"> ●ガス事業法 ●高圧ガス取締法 ●航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) ●電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) ●電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) ●作業環境測定法 ●電気用品安全法 ●電気用品取締法 ●電気保安法による設備基準 ●電気設備技術基準・内線規定 ●電力会社電気供給約款及び同約款取扱細則、電力工事規定 ●公衆電気通信法 ●危険物の規制に関する政令 ●矢板市下水道条例 ●自動火災報知設備工事基準書 (自治省消防庁監修) ●コンクリート標準示方書 (土木学会) ●アスファルト舗装要綱 (日本道路協会) ●構内舗装・排水設計標準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ●道路法 ●公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ●電気工事士法 (昭和 35 年法律第 139 号) ●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 24 年経済産業省令第 46 号) ●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 100 号) ●砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) ●電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年通商産業省令第 52 号) 	<ul style="list-style-type: none"> ●煙突構造設計指針 (平成 19 年 11 月社団法人日本建築学会) ●事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針 (平成 4 年 労働省告示第 59 号) ●道路構造令 ●日本建築規格及び鋼構造計算基準 ●鉄筋コンクリート構造計算基準 ●建築基礎構造設計基準・同解説 ●土木工事共通仕様書 ●土木工事施工管理基準及び規格値 ●溶接工作基準 (日本建築学会) ●建築設備耐震設計・施工指針 (国土交通省国土技術政策総合研究所監修) ●土木工事安全施工技術指針 ●建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 ●公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ●建築工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ●栃木県建設工事共通仕様書 ●厚生労働省通達関係 ●分散型電源系統連系技術指針 (平成 4 年 3 月社団法人日本電気協会) ●矢板市暴力団排除条例 ●さくら市暴力団排除条例 ●塩谷町暴力団排除条例 ●高根沢町暴力団排除条例 ●栃木県生活環境の保全等に関する条例 (平成 16 年 10 月 14 日栃木県条例第 40 号)、栃木県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例など関係する栃木県の条例や規則など ●その他本業務に関連する法令、規格、基準など ●河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) ●景観法 (平成 16 年法律第 110 号) ●クレーン等安全規則 (昭和 47 年労働省令第 34 号) 及びクレーン構造規格 (平成 7 年労働省告示第 134 号)
---	--

4. 生活環境影響調査書等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本業務に係わるごみ処理施設（一般廃棄物中間処理施設）整備事業に係る生活環境影響調査報告書を遵守すること。また、組合が実施する調査または運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が認められた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

なお、運営事業者は、組合と環境施設検討委員会で締結している協定書を遵守すること。

5. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、構成市町が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

6. 組合及び官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、組合及び官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

7. 官公署等申請への協力

運営事業者は、組合が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出すること。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

8. 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を組合に報告し、その指示に基づき対応すること。

9. 組合への報告

- 1) 運営事業者は、組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- 2) 定期的な報告は、「第7章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 12. 緊急時対応」に基づくこと。

10. 組合の検査等

運営事業者は、かし検査を含め組合が実施する運営全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は組合が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施

すること。

1 1. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発 0100 号第 1 号 2014 年 1 月 10 日改正）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等組合が定める者の同席を要すること。
- 6) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 7) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 8) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 9) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について組合に報告すること。
- 10) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 11) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- 12) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 2. 緊急時対応

- 1) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対

応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。

- 3) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 4) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- 5) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。
- 6) 運営事業者は、緊急時からの本施設の復旧、立ち上げについて組合に協力すること。

1 3. 急病等への対応

- 1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生への対応マニュアルを整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、本施設の工場棟、管理棟及び場外余熱利用施設（業務実施区域内）に AED を設置し、設置した AED の維持管理等（更新含む）を定期的実施すること。

1 4. 災害発生時の協力

- 1) 運営事業者は、災害発生時において来場者等を適切に誘導するとともに、作業員の避難等人身の安全を最優先すること。
- 2) 震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。
- 3) 災害発生時に、運営事業者は防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品の支給等を行うなど、適切な対応を行うこと。また、自治体の施策等に対応すること。
- 4) 運営事業者は、組合と他の自治体間における相互支援等について組合に協力すること。
- 5) 災害、事故等により本施設の設備に故障等の大規模な被害が生じることを想定し、BCP（事業継続計画）を組合と協議のうえ策定すること。また、策定したBCPは適宜内容の見直しを行うこと。

1 5. 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ること。

なお、組合は、本施設の所有者として、一般財団法人全国自治協会の全国自治協会公有物件災害共済に加入の予定である。

16. 地元雇用

矢板市安沢行政区住民及び塩谷広域環境衛生センターの委託職員を優先的に雇用することとし、次に塩谷広域圏住民を対象とした雇用に配慮すること。

施設見学者説明員、余熱利用施設従業者、室内清掃員、樹木剪定作業員については、矢板市安沢地区住民を優先的に雇用すること。

また、物品・役務等の発注においても地元企業の活用に配慮すること。

17. 関連行事等への参加

運営事業者は、本業務に対する周辺住民の理解を深めるため、業務実施場所及び周辺で組合及び関係団体が行う行事等に対し、積極的に参加すること。

第4節 運營業務条件

1. 運営

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- 1) 委託契約書
- 2) 本要求水準書
- 3) 提案書
- 4) その他組合の指示するもの

2. 提案書の変更

原則として提出された提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3. 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設の運営をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4. 契約金額の変更

上記2. 3.の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、委託契約書の別紙の定めによるところはこの限りではない。

5. ユーティリティ条件

「第1章 第2節 9. ユーティリティ条件」を参照。

なお、ユーティリティの費用は運営事業者の負担とする。

6. 作業用重機の貸与

下記の作業用重機は貸与する。ただし、貸与する重機では不足する（作業に支障をきたす）場合は運営事業者の負担で確保すること。

なお、作業用重機の燃料費、メンテナンス費用、車検・法定点検費用は運営事業者の負担とする。

作業用重機

バケット付フォークリフト（バケット容量 1m³）

フォークリフト（最大荷重 2 t）

可燃残渣輸送用車両（積載重量 4 t）

7. 特定部品の調達

運営事業者は、本施設の性能の維持や維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとし、本要求水準書添付資料-6「特定部品リスト」に示す本施設の特定部品もしくはその後継部品の調達に際し、協力を求めることができ、その詳細については、組合と建設事業者が取り交わす協定書に基づくものとする。

8. 本施設の保証期間と責任の明確化

本施設の設計・建設業務は、性能発注（建設工事請負契約）という発注方式を採用しているため、建設事業者は施工のかしに加え、設計のかしについても担保する責任を負っている。

また、本業務に伴うリスクは、原則として運営事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

1) 設計のかし担保期間

設計のかし担保期間は、引渡し後 10 年間。

2) 施工のかし担保期間

施工かし担保期間は、引渡しの日から以下に示す区分に応じて定める期間である。ただし、そのかしが建設事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、かし担保期間は 10 年となる。

(1) プラント工事関係

プラント工事関係のかし担保期間は、引渡し後 3 年間である。ただし、組合と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

(2) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

建築工事関係のかし担保期間は、引渡し後 3 年間である。ただし、組合と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

なお、防水工事等については以下のとおりである。

① アスファルト防水

ア コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水 10 年保証

イ 断熱アスファルト防水	10年保証
ウ 露出アスファルト防水	10年保証
エ 浴室アスファルト防水	10年保証
②塗膜防水	5年保証
③モルタル防水	5年保証
④く体防水	10年保証
⑤合成高分子ルーフィング防水	5年保証
⑥仕上塗材吹き付け	5年保証
⑦シーリング材	5年保証

3) 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品は、建設事業者が2年間に必要とする数量を納入する。

なお、2年の間に当初納入数量に不足を生じた場合は、建設事業者が残存期間中に必要と想定される数量を無償で追加する。

4) 責任の明確化

かしが生じた場合の責任の所在について、本業務期間には建設事業者が負う設計・施工のかし担保期間が含まれるため、運営事業者と建設事業者の間で責任の所在が不明確になるおそれがある。

かしが生じた場合は、運営事業者と建設事業者の客観的なデータに基づき、両者と組合との協議により、責任の所在の明確化を図ることとする。

9. 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を組合に引き渡すこと。組合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

- 1) 組合が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の組合への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び委託契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- 2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 5) 本業務期間終了時に、それまでの維持管理業務実績を考慮し見直した長寿命化計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を組合へ

報告すること。

- 6) 本業務期間終了時に業務期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- 7) 次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、組合の承諾を得ること。また、組合は本業務期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- 8) 本業務期間終了後に、次期運営事業者が要求水準書に記載の業務を同じ水準で行う場合において、本施設を5年以内に大規模な修繕や改修を要しない状態とすること。
- 9) 本業務期間終了後3年の間に、運営事業者の維持管理に起因する本施設の基本性能が確保できない事態が発生した場合には、補修等必要な対応を行うこと。
- 10) 運営事業者は、本事業期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による性能確認検査を組合の立会いの下に実施すること。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

- 1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、情報管理業務、関連業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。
- 4) 運営事業者は、初めて本業務で廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び焼却残渣、飛灰処理物を取り扱う業務等に従事する作業員に対して、労働安全衛生規則に基づく特別教育を実施すること。
- 5) 運営事業者は、本施設の試運転に関して組合と協議の上、運転教育計画を作成すること。また、運営事業者は、作成した運転教育計画をもとに、必要な運転教育を運営準備期間中に建設事業者より受けること。

第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、本業務の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）として、以下のすべての要件を満たす者を契約終了期間まで配置すること。また、配置した現場総括責任者は、運営開始後3年間以上経過した後でなければ変更することは認めない。ただし、病気等やむを得ないと組合が判断した場合はこの限りではない。
 - (1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設及び破碎・リサイクル施設）の資格を有する者
 - (2) 発電設備を有する連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼動及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の現場総括責任者としての経験を有する者。
- 2) 運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格及び連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼動及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の1年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- 3) 運営事業者は、マテリアルリサイクル推進施設の運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（破碎・リサイクル施設）の資格及びマテリアルリサイクル推進施設の1年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- 4) マテリアルリサイクル推進施設の運転責任者に限り、現場総括責任者との兼任ができるものとする。この場合、兼任者は、現場総括責任者とマテリアルリサイクル推進施設の運転責任者の両者に求める資格及び経験を有する者とする。また、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転責任者と現場総括責任者、またエネルギー回収型廃棄物処理施設の運転責任者

とマテリアルリサイクル推進施設の運転責任者の兼任は不可とする。

- 5) 電気主任技術者は、組合が委託する技術者を配置する。ただし、運営事業者は、本施設の受変電設備等の保全、維持管理に誠意をもって努めるとともに設備の状況について組合が配置する技術者と密に情報を共有すること。
- 6) 運営事業者は、本施設に整備するボイラーの仕様に対応したボイラー・タービン主任技術者を必要となる時期に配置すること。
- 7) 運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- 8) 運営事業者は、試運転開始時から必要な有資格者を試運転時に配置すること。
- 9) 有資格者は試運転開始時において満 65 歳未満であること。また、試運転及び運営期間中において有資格者を交代する場合においても、試運転開始時の年齢を適用する。

表 2-1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設、破砕・リサイクル施設）	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
第 2 種酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーンデリック運転士	クレーンデリックの運転
第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
一級ボイラー技士	500m ² 未満の伝熱面積を持つボイラーの取扱作業主任者
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質の取扱い
エネルギー管理員	エネルギーを消費する設備の維持管理、エネルギーの使用方法の改善・監視等の業務
フォークリフト運転技能講習	フォークリフトの運転
ショベルローダー等運転技能講習	ショベルローダー等の運転
第 2 種ボイラー・タービン主任技術者	圧力 5,880kPa (60kg/cm ²) 未満の汽力、設備の工事、維持及び運用
はい作業主任者	2 メートル以上の荷の積上げ、荷卸し（はい作業）を行う作業

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第 3 節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

第2節 受付・計量業務

1. 受付管理

- 1) 搬入車両を計量棟において計量、記録、確認、管理を行うこと。
- 2) 搬入区分としては、家庭系ごみは直営、委託業者、直接搬入、拠点回収となり、事業系ごみは、許可業者、事業系持込となる。また、集団回収を実施する。なお、家庭系ごみの直接搬入の支払いは現金にて行う。
- 3) 計量室においてプラットホーム入口付近の I T V からプラットホーム内の混雑状況を判断し、信号機にて車両の搬入タイミングを調整すること。
- 4) 直接搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに組合に報告すること。
- 5) 組合の既存施設では本要求水準書添付資料-7「搬入車両台数実績」に示すとおり、直接搬入車の台数が多く、受付を待つ車両による渋滞が発生することがある。さらに、複数のごみ種を混載して搬入する車両に対しては、本要求水準書添付資料-9「既存施設における計量業務関連資料」に示すとおり、複数回の計量を行っているため、渋滞が発生しやすい状況にある。本施設ではこれらの状況を改善することを前提にした受付管理を実施すること。
- 6) 年末年始、連休期間後等は搬入車両の混雑が想定される。運営事業者は、搬入車両の列が門扉の外に出ることが無いよう、プラットホーム監視室の出入口 I T V から判断して、メンテナンス車両通行帯を開放する等の対策を講じること。
- 7) 効率的で円滑な受付業務の対応を心がけ、ごみの荷おろしの補助を行うこと。

2. 計量データの管理

処理対象物、焼却残渣、飛灰処理物、金属類、資源びん、古紙類、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、不燃残渣などの計量データを記録し、定期的に組合へ報告すること。

3. 案内、指示

- 1) 搬入車両に対し、本施設内のルートとごみの投入場所について、案内、指示と安全上の注意を行うこと。また、必要に応じて案内板を設置すること。
- 2) 運営事業者は、必要に応じて誘導員を配置する等適切な案内・指示を行うこと。

4. ごみ処理手数料の徴収など

- 1) 直接搬入者、許可業者など、ごみ処理手数料の現金払いもしくは後納料金払いをする者から、組合が定める金額を徴収すること。徴収した料金は、組合が定める方法によって組合の指定金融機関へ引き渡すこと。
- 2) ごみ処理手数料は、本要求水準書添付資料-11「ごみ処理手数料の区分」に示す通りごみ種等により異なることから、これらの精算が可能な受付計量業務を行うこと。
- 3) 許可業者のごみ処理手数料徴収について、許可業者毎に月単位でまとめて納付書を作成するなど、組合への協力を実施すること。
- 4) 組合が抽出した処理料金の督促対象者に対して、組合に代行して督促状を作成するなど、組合への協力を実施すること。

5. 受付時間

組合の本施設における受付時間は、年始（1月1日から1月3日まで）及び日曜日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分まで、土曜日の午前8時30分から正午までとする。

第3節 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る運転管理業務

1. 搬入管理

- 1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 2) 運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラットホームへと進入してきた直接搬入車を直接搬入者荷下ろしヤードへ誘導すること。
- 3) 運営事業者は、直接搬入者の処理対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
また、混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、小型計量機での計量及びICカードへの記録を行うこと。
- 4) 運営事業者は、組合が実施する展開検査（4t パッカー車等の中身の検査）に協力すること。なお、展開検査は、許可業者及び事業系一般廃棄物搬入車（多量排出事業者）を対象に、月1回程度の実施を想定している。また、対象台数は3台程度とする。
- 5) 運営事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合は、組合の指示に従ってダンピングボックス外に処理不適物等を一時保管し、組合と処置についての協議を行うこと。
- 6) 運営事業者は、搬入車両や直接搬入者の安全に留意して、直接搬入者荷下ろしヤードに一時貯留された不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び資源ごみをマテリアルリサイクル推進施設またはストックヤードへと搬送すること。
- 7) 小動物死体の処理については、搬入後長時間保管せず、速やかにごみホップに直接投入す

ること。また、見学者等の目に触れないよう配慮すること。

2. 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

3. 発電及び電力の安定供給等

- 1) 運営事業者は、変動するごみ質に応じ安定した発電を行うとともに発電した電力について本施設の必要な箇所に安定供給すること。
- 2) 運営事業者は、自立発電中において停電が起きないように適切に運転すること。
- 3) 午後5時から翌日午前5時の間に余剰電力が生じた場合は、売電（系統連系）すること。ただし、その他の時間は、売電（系統連系）しないようにすること。
- 4) 現在、通日の売電については2021年まで売電（系統連系）が不可能とされているが、電力会社の動向を注視し、売電（系統連系）に向けて継続的に協議を行うこと。

4. 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

5. 用役の管理

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- 2) 活性炭及び消石灰貯留サイロ、アンモニアボンベ（貯留量の仕様は、基準ごみ時の使用量の14日分以上）に貯留される薬品類は、常時7日分以上貯留しておくこと。

6. 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事、売電計画等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。また、売電計画については売電量の最大化に努めること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては組合の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。

- 5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、組合の承諾を得ること。

7. 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。なお、電気については、買電電力量、売電電力量、送電電力量、消費電力量（施設毎）、発電電力量が把握できるようにすること。

8. 処理生成物の搬出

- 1) 処理生成物は組合が最終処分場等へ運搬する。運営事業者は組合が処理生成物を搬出する際の、車両への処理生成物の積み込み、計量等の作業を実施すること。また、処理生成物の搬出について必要な協力を行うこと。
- 2) 処理生成物の搬出は、週2回程度を想定しているが、処理生成物の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については組合と協議して決定すること。
- 3) 運営事業者は、本施設より回収される飛灰処理物等が基準値（「表 1-11 処理生成物の基準」参照）を満たすように適正に処理すること。
飛灰処理物等が基準値を満たさない場合、運営事業者は次回の測定結果が出るまで飛灰処理物等を主灰ピットに貯留し、運営事業者の責任において処理すること。
- 4) 本施設より回収される飛灰処理物等が基準値を満たさない場合、その処理費用は運営事業者の負担とする。

第4節 マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理業務

1. 搬入管理

- 1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 2) 運営事業者は、組合が月1回程度実施する展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力すること。
- 3) 運営事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合の対応には、組合と協議し決定すること。

2. 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準、生成物の基準（「表 1-12 選別鉄類及び選別アルミ類の基準」「表 1-13 びん類及びペットボトルの基準」参照）等を満

たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

3. 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

4. 用役の管理

運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。

5. 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては組合の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、組合の承諾を得ること。

6. 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

7. 資源化物の取り扱い

運営事業者は、不燃ごみ・不燃性粗大ごみから分別される破碎鉄・破碎アルミ、白色びん・茶色びん・その他びんのカレット、ペットボトルの成形品、古紙類、乾電池、蛍光灯について、引取業者に引き渡すまでの間、適正に管理、保管すること。

また運営事業者は、資源化物を組合の指定する引取業者へ引き渡すものとし、その際には引取者と協議し計量及び積込についても行うこと。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。また、場外余熱利用施設（業務実施区域内）の温浴設備（風呂、歩行浴）、健康器具類が適切かつ安全に利用できるように維持管理を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1. 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表 4-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- 5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 4-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
クレーン	クレーン等安全規則 定期自主検査	第 34 条定期自主検査 第 35 条定期自主検査 第 36 条作業開始前の点検 第 40 条性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベータ	クレーン等安全規則	第 154 条定期自主検査 第 155 条定期自主検査 第 159 条性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満～2 年以内に 1 回以上
	建築基準法	第 12 条報告、検査等	1 年に 1 回以上
第 1 種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 67 条定期自主検査 第 73 条性能検査等	1 月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 88 条定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 94 条定期自主検査	1 年に 1 回以上
蒸気タービン	電気事業法施行規則	第 94 条の 2	運転開始日又は定期事業者点検終了から 4 年を超えない時期
計量機	計量法	第 21 条定期検査の実施時期等	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則	第 31 条の 6 消防用設備等 又は特殊消防用設備等の点検及び報告	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
エアコンディショナー	フロン排出抑制法	第 16 条第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	(7.5kW～50kW 未満)3 年に 1 回以上
冷蔵機器及び冷凍機器			(50kW 以上)1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2. 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3. 保守管理計画書の報告

- 1) 保守管理実施結果報告書を作成し組合へ報告すること。
- 2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善またはより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1. 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器または低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させる補修または部分的な交換を指す。

1) 補修工事計画書の作成

- (1) 運営事業者は、表 4-2 を参考に補修工事計画書を作成すること。
- (2) 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。
- (4) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。
- (5) 補修工事实施に際して、補修工事实施前までに詳細な補修工事实施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (6) 主灰クレーンのバケット等、予備が無い機器については破損した場合の対策を立て、適切に対応すること。

表 4-2 補修工事の分類 (参考)

作業区分		概要	設備・機器 (例)	
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの (予備系列に切り替えて保全できるものを含む)。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

※プラント、建築設備の例

2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事实施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3) 補修工事实施の報告

- (1) 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事实施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、各年度の年間補修工事实施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- (3) 補修工事实施結果報告書及び年間補修工事实施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

2. 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器または装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

1) 更新工事計画書の作成

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。
- (3) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。
- (4) 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

3) 更新工事実施の報告

- (1) 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- (3) 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

3. 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な補修工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。

第4節 清掃

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じ本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。
- 2) 運営事業者は、清掃計画書を作成し、組合の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を組合へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

- 2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- 1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- 2) 運営事業者は、1年に1回以上の頻度で、機能検査を実施すること。
- 3) 精密機能検査は、運営事業者の負担で第三者機関が実施すること。
- 4) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10. 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化計画の作成及び実施

- 1) 運営事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 本業務期間を通じた長寿命化計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、組合の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、長寿命化計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10. 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。

第5章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。既存施設における放射性物質濃度測定実績データは、本要求水準書添付資料-10「放射性物質濃度測定実績データ」を参照のこと。なお、作成にあたっては表 5-1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び組合が合意した場合、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

表 5-1 業務期間中の測定項目

区 分	計 測 項 目	計測最低頻度	備考
排ガス	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀	4回/年	各炉 (1回あたり2検体以上)
	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	連続測定	各炉
	ダイオキシン類	4回/年	各炉 (1回あたり1検体以上)
ごみ質 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月	
焼却主灰	重金属溶出量	4回/年	各炉
	ダイオキシン類	1回/年	各炉
	熱灼減量	1回/月	各炉
	放射性物質(放射性ヨウ素(I131)、放射性セシウム(Cs134、Cs137))	1回/月	各炉
飛灰処理物	重金属溶出量	4回/年	各炉
	ダイオキシン類	1回/年	各炉
	放射性物質(放射性ヨウ素(I131)、放射性セシウム(Cs134、Cs137))	1回/月	各炉
鉄類	不燃ごみ・不燃性粗大ごみを破砕・選別後の純度	4回/年	
アルミ類		4回/年	
大気	粉じん濃度	1回/年	4地点
騒音	騒音	1回/年	4地点
振動	振動	1回/年	4地点
悪臭	臭気指数	1回/年	4地点、脱臭装置排出口
排水 (下水道放流水)	表 1-10に示す項目	1回/月	
作業環境	ダイオキシン類濃度	2回/年	
	粉じん濃度		
	水銀		
	硫化水素		
居室環境	浮遊粉じん	1回/2か月	
	一酸化炭素		
	二酸化炭素		
	温度		
	相対湿度		
	気流		
	ホルムアルデヒドの量		
周辺環境(土壌)	ダイオキシン類濃度	1回/年	2地点
周辺環境(水質)	井戸水のダイオキシン類濃度	1回/年	
冷却塔冷却水	レジオネラ菌	1回/年	

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1. 要監視基準と停止基準

1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀、一酸化炭素、ダイオキシン類とする。

3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 5-2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 5-2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]	[]	連続分析計の1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	連続分析計の1時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物 [ppm]	[]		30	
	塩化水素 [ppm]	[]		43	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		50	
	一酸化炭素 [ppm]	[]	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]		—	0.01	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	水銀 [μg/m ³ N]		—	30	

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

2. 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（組合による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (5) 作業完了後の運転データの確認（組合による確認）
- (6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3. 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 停止レベルに至った原因の解明
- (2) 復旧計画の策定（組合による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 運転データの確認（組合による確認）
- (7) 本施設の使用再開

第6章 防災管理業務

第1節 本施設の防災管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。また、「矢板市地域防災計画」との関係を図るなど協力を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理

1) 運営事業者は、以下に示す什器備品等を納入するとともに備蓄量の確認・維持管理・更新を行うこと。また、更新時に水や非常食等はリサイクルを行い、無駄がでないよう配慮すること。詳細については組合と協議し、決定すること。

ア 水（2L ペットボトル）	600 本（2.5L/日・人で換算）
イ 非常食	150 人分×3 食分×3 日分
ウ 毛布	150 人×2 枚
エ 紙おむつ（幼児・大人用）	各 8 名分
オ 離乳食	8 名分
カ 生理用品	50 個

キ 卓上電気調理器（調乳、簡単な調理等での利用） 2台

ク 発電式懐中電灯 20個

- 2) 災害発生時には、備品等の搬出等について組合の指示に基づき対応すること。災害発生時の対応の詳細については組合と協議し、決定すること。
- 3) 災害廃棄物を受入れる場合、西側緑地内を災害廃棄物の仮置き場として活用することを想定している。

第7節 本施設が被災した場合の対応

天災等により本施設が被災した場合は、早期に復旧できるよう速やかに復旧作業を行うこと。

第8節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第7章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外にしないものとし、情報に漏洩を防止する措置を講ずること。

なお、個人情報の取扱いについては、「矢板市個人情報保護条例」（平成17年6月30日条例第29号）に定める事項を遵守すること。

第2節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について組合の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、組合の承諾を得ること。

- 1) 運転管理体制
- 2) 連絡体制
- 3) 安全衛生管理体制
- 4) 防災管理体制
- 5) 緊急時の連絡体制
- 6) 施設警備・防犯体制
- 7) その他運営業務の実施のため必要と認められる体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、組合の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、組合と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記1)～5)のマニュアルに関する内容も含めること。

- 1) 運転管理マニュアル
- 2) 維持管理マニュアル
- 3) 測定管理実施マニュアル
- 4) 緊急対応マニュアル
- 5) その他関連業務マニュアル

第4節 運転計画・運転管理記録報告

1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、組合へ提出すること。

2) 運営事業者は、ごみ搬入量、副生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、組合に提出すること。

- 3) 運転管理記録の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。
- 4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理計画・保守管理報告

- 1) 運営事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事計画・補修工事報告

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事計画・更新工事報告

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第8節 保全工事報告

- 1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第9節 作業環境管理計画・作業環境管理報告

- 1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第10節 清掃計画・清掃報告

- 1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 清掃関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第11節 測定管理報告

- 1) 運営事業者は、表 5-1～表 5-2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- 3) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、組合へ提出すること。
- 4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第12節 施設情報管理

- 1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、組合へ報告すること。
- 4) 運営事業者は、組合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第13節 業務完了報告

- 1) 運営事業者は、上記第4節から第12節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。

第14節 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、本業務に係る経費の収支報告書を組合に提出すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- 3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 4) 管理記録報告については、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第15節 環境モニタリングデータ

- 1) 運営事業者は、環境モニタリングデータ表示盤に表示する、本施設の排ガス濃度等の情報を入力すること。

第16節 ホームページの作成及び管理

- 1) 運営事業者は、本施設に係るホームページ(PC及びスマートフォン向け)を作成すること。
- 2) ホームページでリサイクル工作室の予約の管理ができるようにすること。
- 3) ホームページの更新及び管理を行うこと。
- 4) 排ガス濃度等のモニタリングデータをホームページで公開すること。
- 5) その他組合が必要と認めるデータがある場合は、ホームページに追加して公開することとし、引続き更新及び管理を行うこと。

第8章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第3節 除雪作業

運営事業者は、必要と考えられる場合には、業務実施区域内全域（構内道路やランプウェイ等）及び業務実施区域外の一部（本施設の北側は県道 161 号から正門まで、南側は赤淵橋先のT字路から正門まで）の除雪作業を行うこと。

なお、業務実施区域外の一部の公道を除雪するにあたり、運営事業者は、必要な重機（ナンバー取得済ホイールローダー等）を用意し、運転管理及び維持管理を行うこと。

第4節 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 3) 運営事業者は、警備設備を設置のうえ場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第5節 見学者対応

- 1) 見学者の受付及び対応は運営事業者が行う。なお、見学者対応として2名以上配置すること。見学時間は午前9時00分～午後4時00分までとする。1回あたりの見学時間は50分程度とし、見学内容に開会あいさつ、ビデオ閲覧、現場視察、質疑応答を含めること。また、見学者の受入人数実績を表 7-1 に示す。
- 2) 見学者への説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察については組合が対応するので、運営事業者は組合に協力すること。
- 3) 運営事業者は、リサイクル工房、リサイクル工作室、リサイクル品展示コーナー及び展示・学習コーナーの運用について企画提案を行い、組合と協議すること。
- 4) リサイクル工房、リサイクル工作室、リサイクル品展示コーナー及び展示・学習コーナーの運営は、運営事業者にて行うこと。また、リサイクル工作室の利用予約について、ホームページ上での運用も行えるよう整備し、運営事業者にて運用すること。
なお、予約のない来場者には利用を許可しないこととし、予約方法を説明する等適切に対応すること。
各諸室の仕様を表 7-2 に示す。

- 5) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、住民、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- 6) 見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 7) 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。また、映像等を用いた説明を行えるようにすること。詳細については組合と協議し、決定すること。
- 8) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- 9) 運営事業者は、環境教育・環境学習が行える体制を整備すること。
 - (1) 見学者が安全かつ快適に見学・学習を楽しめる魅力的な見学ルートの形成をめざし、見学ルートは、バリアフリーに配慮すること。
 - (2) 映像展示、実物展示、体験型展示等を活用し、見学者が主体的に学び、楽しめる展示内容の充実を目指すこと。
 - (3) ごみの排出抑制、リサイクル、再資源化について学習できる展示やリサイクル品等の展示を行い、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の啓発や具体的な体験学習を行う環境教育・環境学習の拠点として活用すること。
 - (4) 本施設の処理フローに限らず、収集から最終処分、リサイクル等、ごみについて総合的に学べることのできる場として活用すること。
 - (5) 環境学習施設として、自然エネルギーの利用等についても学ぶことのできる場として活用すること。

表 7-1 見学者受入人数実績

施設名	2014 年度	2015 年度	2016 年度
塩谷広域環境衛生センター	1,281 人	1,143 人	1,216 人

備考：塩谷広域環境衛生センターでは、地元の小学校 4 年生の見学を受け入れている。

表 7-2 各諸室の仕様

諸室名	仕 様	
リサイクル工房	室 数	1 室
	用 途	リサイクル修理品貯留、家具・電気製品・自転車・おもちゃ・遊具等修理及び一時保管に利用。
	規 模	(床 面 積) 70 m ² 程度 (利用対象) 来館者・運営事業者 (人 数) 40 人
リサイクル工作室	室 数	1 室
	用 途	組合の実施するリサイクルについて学ぶエコ教室等で利用。
	規 模	(床 面 積) 70 m ² 程度 (利用対象) 来館者 (人 数) 40 人
リサイクル品展示コーナー	室 数	1 室
	用 途	リサイクル品展示・販売、不要品交換、リサイクル・地球環境保全に対する啓発等のための展示に利用。
	規 模	(床 面 積) 100 m ² 程度 (利用対象) 来館者 (人 数) 40 人
展示・学習コーナー	室 数	1 室
	用 途	小学校の社会科学見学、個人・団体の施設見学、行政が推進する環境施策に関する情報提供及び見学・学習に必要な展示を行う。
	規 模	(床 面 積) フリーアクセスフロア (利用対象) 来館者 (人 数) 40 人

第6節 余熱利用施設利用者対応

1) 余熱利用施設の開館時間

余熱利用施設の開館時間は午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分とする。また、閉館日は月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）とする。ただし、組合との協議により変更することができるものとする。

2) 余熱利用施設の利用料金

余熱利用施設の利用料金は無料とする。

3) 利用者の受付

- (1) 運営事業者は、施設の開館時間中に利用者の受付担当者を常時 2 名（男女各 1 名ずつ）配置すること。また、交替時間等を考慮し、受付担当者を複数名配属すること。
- (2) 受付担当者の勤務時間は午前 8 時 30 分～午後 9 時 00 分とし、交替制とする。
- (3) 運営事業者は、余熱利用施設の利用者が円滑かつ快適に利用できるよう、利用受付、各種案内及び利用者に対しての対応を行うこと。
- (4) 余熱利用施設の打合せスペースは、地元組織の会議の開催場所として設計されたものであるため、運営事業者は、地元組織が適切に利用できるように対応すること。
- (5) 高齢者及び障がい者等で介助を必要とする利用者には、円滑な施設利用が可能なよう適切な対応を行うこと。

4) 利用者情報の整理

利用者の情報を把握し整理・保管すること。利用者の情報は、「利用者数」、「性別」、「年齢」、「名前」、「住所」とする。

なお、個人情報を取り扱うことから情報の管理・漏えい防止に努めること。万が一、情報漏えいが発覚した場合は、運営事業者の責任において全て対応すること。

5) 浴場の管理

(1) 運営事業者は、浴場が所定の期日及び時刻に開館できるように準備すること。

(2) 日常点検として、利用者が浴室及び温浴設備が正常に使用できるよう管理すること。

(3) 浴場は、関係法令、条例を遵守するよう水質検査を行い、水質検査記録を組合に提出すること。

6) 本施設の西側緑地利用受付

本施設の西側緑地内を構成市町の住民・団体が利用する場合があるので受付対応を行うこと。

なお、受付対応としては、上記4)のほか、運営事業者が団体利用者とのリスク分担を明確化すること。

第7節 周辺住民対応

1) 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。

2) 運営事業者は、組合が行う周辺の住民との協議に対して、組合の要請に基づき協力すること。

3) 組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。

4) 運営事業者は、周辺農地等への光害の影響に配慮すること。

5) 運営事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議の上対応すること。